

Ⅱ. 地方支分部局等における「国土交通省環境行動計画」等の環境の保全と創出への取組みの状況

1. 報告（社会資本整備分野）

（1）総論

「京都議定書目標達成計画」（平成17年4月閣議決定）により、CO₂等温室効果ガスの排出量を2012年までの5カ年で1990年比6%削減するなどを政府として本格的に進めることとなり、国土交通省においては、「国土交通省環境行動計画」（平成16年）に則り、環境施策を進めている。

上記実行計画による地球温暖化対策等各種施策について、地方支分部局における取組み状況の点検を行った。以下、個別に報告。

（2）官庁施設における環境負荷低減プログラムの策定・推進

官庁施設のグリーン化を推進するため、グリーン診断が平成14年度から地方官庁庁舎で約2,400施設を対象に実施することとされたが、地方整備局等では対象施設のグリーン診断を完了し、診断結果に基づき「グリーン改修計画」も策定される予定。ただし、特別会計により整備される事務所庁舎のグリーン化についての体系的な方針、対応が確認できなかった。

（3）ISO14001に基づく環境マネジメントシステム（EMS）の導入

地方整備局等では、管内で環境マネジメントシステム（EMS）を導入するモデル事務所を選定し、モデル工事等で試行的に導入する等の取組みを行っている。EMSは、PDCAサイクルの構築により継続的改善を行うことが特徴であり、各種の事務・事業に適用が可能なものであるため、必ずしもISOを取得しなくても、自主的に運用を行うことによる取組みも期待される。

（4）「国土交通省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のために実行すべき措置について定める実施計画」関係

温室効果ガスの排出削減等のための取組みは、地方整備局等により濃淡（温度差）がある。本局・事務所ともに行動ルール関係の職員への周知が十分なされていない地方整備局も一部にあった。平成18年度において平成13年度比7%削減するなどの数値目標が設定されているが、平成16年度実績値では地方整備局等によって未達成のものがあるので、目標達成のため、増減要因を分析し、対応方策を検討するなどの取組みが必要。省全体では、平成13年度比で減少（平成16年度実績）しているものの、部署毎の実績に大きな開きがあり、本省では平成13年度比で9.5%増加。本省は、他の部局に率先して周知徹底するとともに、より実効性

の大きい取組みが喫緊の課題。

(5) 広報活動・環境教育

広報活動の推進に関しては、地方整備局等にあっては、地域住民を対象にした講演会、シンポジウムの開催、出前講座等の実施を通じてPR活動を行っているが、広報活動・環境教育ともに消極的な地方整備局もみられた。

(6) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進を図るための方針関係

いずれの地方整備局等においても、グリーン調達の実績（率）は非常に高く、基準を満足しない物品調達をした場合でも、特殊用途のハサミ等の調達など「機能性能上の必要性」や「入手困難」といった理由からであった。

(7) 「建設リサイクル推進計画2002」及び「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」関係

本局及び各事務所に「建設副産物対策委員会」を設置し、リサイクルの徹底に向けた検討・調整を行い、リサイクルの取りまとめ等を行うこととされているが、委員会が設置されていなかったり、休眠等の状況が一部にみられた。「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」については、利用土砂の建設発生土利用率の平成14年度実績が65%（平成17年目標：80%）、工事間利用率も実績が30%（平成17年目標：45%）であり、今後は、地方建設副産物対策連絡協議会の再活性化を通じ、有効利用の促進を図ると同時に阻害要因の把握・分析にも努める必要がある。

2. 提示意見（社会資本整備分野）

ア 地方整備局等は、所管する事務所庁舎のグリーン化について、現状の把握、体系的な整備方針の明確化を図ること。

イ 地方整備局等は、省CO₂行動ルールに関して、部局内の推進体制及びチェック体制を整備するとともに、職員への周知徹底を図ること。

ウ 地方整備局等で「建設リサイクルガイドライン」に規定する建設副産物対策委員会を設置していない局等にあっては早急に設置すること。本省担当部局は、建設リサイクルを推進する上での建設副産物対策委員会の役割及び位置付けを再点検すること。

3. 推奨事例（社会資本整備分野）

（1）エコオフィスプラン（北海道開発局室蘭開発建設部）

「国土交通省省CO₂行動ルール」の推進を図るための実施体制として各課事務所毎に「エコオフィス推進員」を置き、推進員が3箇月（四半期）毎の職員・職場における取組み状況をチェックシートにより取りまとめている。また、取組みが効果的に行われるよう、各四半期毎に重点的に取り組む項目を決めておき、職場における取組み状況については、評価基準に則り適否を判定し発表。職員に分かりやすく取組める体制づくりの事例として推奨。

4. 報告（交通分野）

（1）「アクションプラン」の策定と「評価書」の作成

平成14年7月地方運輸局に交通環境部を設置し、環境対策の強化を図ったことを契機として、平成14年度から各地方運輸局は、環境対策アクションプランを策定するとともに、年度終了後その進捗状況を評価し、その評価を踏まえて翌年度の「環境対策アクションプラン」を策定するという「PDCAサイクル」を確立。政策評価をより実効性が高いものとするには、定量的に諸データを把握し、そのうち特に関係の深いものについて施策との関係性を評価していくという作業を深めていく必要がある。

（2）政府の実行計画等

1）政府の実行計画

「政府の実行計画」（平成17年4月）に関しては、地方運輸局においても数値目標の達成状況を毎年度把握。各運輸局とも概ね順調に取組みが推進されているが、燃料使用量及び用紙類の使用量のように増加傾向にある項目もあった。公用車の燃料使用量の削減のため設置するノーマイカーデーには、公用車だけでなく、通勤時にも自動車の使用を控えるようすべき。政府機関のみならず民間事業者等も含めた通勤交通マネジメントの実施について、地方運輸局が率先して実施していくようにすべきである。

2）環境物品等の調達

グリーン購入に関して、北海道運輸局及び四国運輸局においては、全ての物品について調達目標を達成していたが、関東及び中国の運輸局においては、一部に未達成の品目があった。

（3）地方公共団体及び交通事業者との協力・連携

環境対策として、モーダルシフト等の物流対策を推進したり、公共交通機関の利用を促進するためには、国、地方公共団体、関係事業者等の協働作業が必要となる。各地方公共団体や関

係事業者が置かれている状況は様々であり、そのなかで対策を企画立案していくことは個別的な対応が必要となる。このため、日頃から、関係者とのパイプを太くし、情報交換を密にすることにより、シーズを発見し、案件として立案していくことが必要である。

(4) リサイクルの推進

1) 自動車

安定したリサイクルシステムを構築するため、平成14年に自動車リサイクル法が制定され、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担が義務づけられた。リサイクルシステムを支える資金管理業務や情報処理業務は、(財)自動車リサイクル促進センターが行っているが、既存車両のリサイクル料金の預託が車検時とされていて、リサイクル料金が預託されていない場合車検証を交付することができないとされていることから、運輸支局等に対する問い合わせも数多いところである。17年1月の自動車リサイクル法の施行後、運輸支局に対する問い合わせ、苦情等もあったが、リサイクル制度は概ね混乱もなく円滑に業務が遂行されていた。

2) FRP船

FRP船は、高強度で製品寿命が30年に及ぶといった製品特性から広く普及しているが、その製品特性ゆえに処理が困難であり、適正な処理ルートが存在しないため、船舶の不法投棄の要因の一つになっていた。このため平成12年度から4年間かけてリサイクルシステムの検討を行い、廃FRP船のリサイクル技術を確立した。そして平成17年11月から、(社)日本舟艇工業会は、西瀬戸内、北部九州の10県を対象地域としたリサイクルシステムを開始した。国土交通省は、このシステムのスムーズな立ち上げ、円滑な運用及び全国展開に向けて、周知広報や関係者間の情報共有等を通じて支援することとしている。

5. 提示意見 (交通分野)

ア PDCAサイクルの強化

各地方運輸局は、現在作成している「アクションプラン」及び「評価書」において、地方運輸局の取組みを定量的にフォローアップする観点から、域内の二酸化炭素排出量、公共交通機関の分担率、モーダルシフト化率等の関連する諸データを可能な限り把握し、そのうち地方運輸局の取組みに特に関係が深いものについて、積極的に盛り込んでいくこと。

イ 政府の実行計画等の着実な達成

① 「京都議定書目標達成計画」等に関連した政府の実行計画を受けて国土交通省が取り組むこととした実行計画については、着実に達成すること。特に、職員の通勤を含め、ノーカーデーの設定や通勤交通マネジメント等について、地方運輸局は率先して実施していく

こと。

- ② 環境物品等の調達の推進を図るための方針については、着実に達成すること。

ウ 地方公共団体及び交通事業者との協力・連携

- ① 環境対策として公共交通機関の利用を促進したり、モーダルシフトを推進するために、地方公共団体や交通事業者との協力・連携の体制を構築すること。
- ② 関係者ととも開催している各種協議会においては、可能な限り具体的な施策を決定し、実行していくこと。

エ リサイクルの推進

- ① 地方運輸局は、自動車及びFRP船の利用者に対し、リサイクルの仕組みの周知等に協力・支援すること。

6. 推奨事例（交通分野）

（1）表彰制度

北海道運輸局及び東北運輸局では、運輸事業における環境対策を一層促進することを目的に、特に優れた取組みを行った事業者等に対し、また、四国運輸局では、低公害車を積極的に導入し環境対策への貢献を行った自動車運送事業者に対し、局長が表彰する制度を設けていた。こうした取組みは、環境対策の多くは直ちに収益に結びつくものではない中で、事業者の社会的な評価を高めることを通じて、環境対策への取組みのインセンティブを高めていくことができることから、環境対策に極めて有効であると考えられる。